

坂監第 660 号  
令和7年12月9日

入札参加者 様

坂井市財務部監理課長  
( 公 印 省 略 )

## 回 答 書

令和7年12月17日執行の入札案件について、下記のとおり質疑がありましたので回答いたします。

### 記

入札案件： 東十郷中央公園造成工事

質疑番号	回 答
1	<p>Q: 設計図書、数量表にはないが、図面図書（14/24, ~20/24）に人造石ウォール、植栽枠、その他の撤去が記されています。造成範囲にありますが、設計書に記載のない構造物は、この工事で撤去しないと理解すればよろしいでしょうか。</p> <p>A: 工事費内訳書の「コンクリート構造物取壊し」の無筋コンクリート 25m<sup>3</sup>、鉄筋コンクリート 65m<sup>3</sup> 内に含まれています。なお、一部、撤去・殻処分集計表の表記に誤りがありましたので修正した別添数量表をご参照ください。</p>
2	<p>Q: 残土処分の処理する施設はどこを想定していますか。</p> <p>A: (株)杉田組（あわら市蓮ヶ浦 34字 1番外 12筆）が開設している民間処分場を想定しています。</p>
3	<p>Q: 場内より発生する残土、取壊し殻、伐木・根等の搬出が多くあります。駐車場および場内への敷設等の変更対応は、考えておられますか。</p> <p>A: 現時点では仮設鉄板の敷設は不要と判断しておりますが、現場での協議内容や施工状況に応じて、必要となる場合には検討いたします。</p>